

佐野川温泉竹林の湯及び多世代健康交流プラザつるの湯広告掲出基準

(目的)

第1条 この基準は、千曲市保養センター条例（平成15年千曲市条例第141号）第2条で定める保養センターのうち、佐野川温泉竹林の湯及び多世代健康交流プラザつるの湯に広告を掲出するにあたり必要な事項を定めるものとする。

(広告の掲出位置と掲出枠)

第2条 広告の掲出位置と掲出枠は、次のとおりとする。

佐野川温泉竹林の湯

掲出位置	掲出枠
世代間交流室壁面	縦1.8m×横2.0m
健康相談壁面	縦1.8m×横2.0m
脱衣室壁面	縦1.8m×横1.2m

多世代健康交流プラザつるの湯

掲出位置	掲出枠
廊下壁面	縦1.8m×横2.0m
脱衣室壁面	縦1.8m×横1.2m

2 広告の掲出枠を4分の1まで分割して掲出することができるものとする。

(広告の掲出期間)

第3条 広告掲出期間は1年間とする。

(広告の掲出料金)

第4条 広告の掲出料金は、次のとおりとする。

佐野川温泉竹林の湯

掲出位置	掲出料金
世代間交流室壁面	20,000円／年
健康相談壁面	20,000円／年
脱衣室壁面	12,000円／年

多世代健康交流プラザつるの湯

掲出位置	掲出料金
廊下壁面	20,000円／年
脱衣室壁面	12,000円／年

(広告主の責務)

第5条 広告の掲出にあたっては、次に掲げる条件を遵守しなければならない。

- (1) 掲出場所は、常に善良な管理者の注意をもって使用をすること。
- (2) 又貸しをしないこと。

(3) 広告掲出以外の目的に使用しない。

(4) 掲出期間の満了又は契約の取り消しによって掲出を終了した場合には、速やかに広告物を撤去し掲出前の原状に回復すること。

(広告掲出の審査)

第6条 申し込みがあった広告主及び広告内容を千曲市公共物等有料広告掲載取扱要綱（平成18年千曲市告示第72号）第6条の規定による広告掲載審査委員会で審査し、広告掲出の可否を決定する。

(その他)

第7条 この基準に定めるもののほか、必要とする事項は別に定める。

附 則

この基準は、平成30年7月18日から施行する。